

平成 30 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 エ コ モ ッ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 入澤 拓也
(コード番号：3987 札証アンビシャス)
問 合 せ 先 取締役管理部長 工藤 貴史
電 話 番 号 011-558-6600

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 28 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所マザーズへの上場承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は、IoT（注1）を通じてより安心な社会の実現に貢献するため、「あなたの『見える』を、みんなの安心に。」というコーポレートスローガンのもと、「IoT インテグレーション事業」を展開しております。同事業では、IoT ソリューションの企画及びこれに付随する端末製造、通信インフラ、アプリケーション開発並びにクラウドサービスの運用・保守に関する業務をワンストップで提供し、お客様の IoT 導入をサポートしてまいりました。

経済産業省が策定した「新産業構造ビジョン」において、第4次産業革命技術（注2）による社会的・構造的課題の解決が提唱されておりますように、IoT 分野は、AI、VR といった近接する分野と歩調を合わせ、今後一層の技術革新、市場拡大が進むと予想されます。

このような事業環境の下、当社は異常気象や火山噴火にかかる安全対策に力を入れており、安価で迅速に設置可能な IoT ソリューションの普及促進に取り組んでまいります。また、IoT に適した新通信技術 LPWA（Low Power Wide Area）（注3）を活用し、新規市場の開拓を進めてまいります。

今般の調達資金は主に、LPWA 対応通信デバイスの新規開発及び製造、レンタル用資産の拡充及び事業拡大のための人件費に充当し、上記の重点分野における事業拡大を推し進める所存であります。

また、調達資金の一部を借入金の返済に充当し、将来の事業展開及び成長機会に機動的に対応できる財務基盤を確立し、更なる企業価値向上を実現してまいります。

なお、本資金調達と併せて実施する売出人による当社株式の売出しにつきましては、当社株式の株式分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。

用語解説

（注1）IoT

Internet of Things の略で、「モノのインターネット化」と訳されます。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互通信を行うことにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行います。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注2) 第4次産業革命技術

18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、IoT・ビッグデータ・AI・ロボット等をコアとした技術革新を指します。

(注3) LPWA (Low Power Wide Area)

通信速度は数 kbps から数百 kbps 程度と携帯電話システムと比較して低速なものの、一般的な電池で数年から数十年にわたって運用可能な省電力性や、数 km から数十 km もの通信が可能な広域性を有する通信方式を指します。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 350,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年6月12日（火）から平成30年6月14日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、岡三証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成30年6月21日（木） |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役 入澤拓也に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 331,600株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 及 び 入 澤 拓 也 120,000株
売 出 株 式 数 松 永 崇 80,000株
しなねん商事株式会社 80,000株
北海道ベンチャーキャピタル株式会社 44,400株
花田浩二 3,600株
工藤貴史 3,600株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成30年6月22日（金）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役 入澤拓也に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 102,000株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 岡三証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、岡三証券株式会社が当社株主から102,000株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 平成30年6月22日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役 入澤拓也に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本株式の売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 102,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る
決 定 方 法 払 込 金 額 と 同 一 の 金 額 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ
資 本 準 備 金 の 額 る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満
の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、
増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本
金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 岡 三 証 券 株 式 有 限 公 司
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平 成 30 年 6 月 26 日 (火)
- (6) 払 込 期 日 平 成 30 年 6 月 27 日 (水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上 記 (5) に 記 載 の 申 込 期 間 (申 込 期 日) ま で に 申 込 み の な い 株 式 に つ い て は 、 発 行 を 打 ち 切 る も の
と す る 。
- (9) 払 込 金 額 、 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 、 そ の 他 本 第 三 者 割 当 に よ る 新 株 式 発 行 に 必
要 な 一 切 の 事 項 の 決 定 に つ い て は 、 当 社 代 表 取 締 役 入 澤 拓 也 に 一 任 す る 。
- (10) 前 記 各 号 に つ い て は 、 第 三 者 割 当 に よ る 新 株 式 発 行 の 発 行 価 額 (払 込 金 額) の 総 額 が 1 億 円 以
上 と な る 場 合 、 金 融 商 品 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る 。 な お 、 一 般 募 集 が 中 止 と
な る 場 合 、 本 第 三 者 割 当 に よ る 新 株 式 発 行 も 中 止 す る 。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である岡三証券株式会社が当社株主から102,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、102,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、岡三証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成30年5月28日（月）開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式102,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成30年6月27日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、岡三証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成30年6月22日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、証券会員制法人札幌証券取引所又は株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。岡三証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、岡三証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、岡三証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、岡三証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

岡三証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、岡三証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、岡三証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、岡三証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、証券会員制法人札幌証券取引所又は株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	4,159,200株	（平成30年5月28日現在）
公募増資による増加株式数	350,000株	
公募増資後の発行済株式総数	4,509,200株	
第三者割当増資による増加株式数	102,000株	（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	4,611,200株	（注）

（注）前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し岡三証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額上限399,093,200円について、平成31年3月期中に、347,550,000円を事業拡大のための製品製造費用に、50,000,000円を人員採用費及び人件費に、残額を借入金の返済原資に充当する予定であります。

なお、上記資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

また、当社は平成29年6月の証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャス市場への新規上場時に事業拡大のための採用費及び人件費並びに財務体質の強化を目的とした長期借入金の返済原資として公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資を実施しておりますが、今回の手取金の使途は、当該新規上場時に調達した資金の使途と重複するものではありません。当該新規上場時に調達した資金（手取概算額合計84,417,600円）につきましては、当初の予定通り平成30年3月期に事業拡大のための採用費及び人件費として60,000,000円を充当し、財務体質の強化を目的とした長期借入金の返済原資として24,417,600円を充当しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより顧客の需要増に応え、今後見込まれる成長機会を着実に捉えることにより、当社の持続的な成長に資するものと考えております。また、併せて株主分布状況の改善及び流動性の向上も図ってまいりたいと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、設立以来配当を行った実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。将来的には、各事業年度の経営成績及び財務状態を勘案しながら株主への利益還元を実施していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。当社における配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。内部留保資金につきましては、将来の事業展開及び経営体質強化のための投資等に充当し、更なる事業拡大を目指すための資金として、有効に活用して参ります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
1株当たり当期純利益	1.80円	18.05円	20.19円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	3.6%	30.0%	22.9%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 平成29年2月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、平成30年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、平成28年3月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり年間配当金、実績配当性向及び純資産配当率は、無配のため記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を貸借対照表の自己資本(期首と期末の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社はストックオプション制度を導入しており、会社法第236条及び第238条に基づく新株予約権を発行しております。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資実施後の発行済株式総数(4,611,200株)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は5.88%となります。

(平成30年5月28日現在)

決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の行使 時の払込金額	資本組入額	権利行使期間
平成27年3月16日	271,200株	50円	25円	平成29年4月1日から 平成36年5月31日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成29年6月20日	一般募集 15,069千円	68,569千円	58,569千円
平成29年7月14日	第三者割当増資 30,139千円	100,028千円	90,028千円

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
始 値	—	—	4,195円 □1,731円 ○891円	1,065円
高 値	—	—	6,400円 □5,000円 ○1,010円	1,160円
安 値	—	—	2,915円 □1,730円 ○891円	910円
終 値	—	—	3,535円 □2,688円 ○1,005円	939円
株 価 収 益 率	—	—	49.77倍	—

- (注) 1. 株価は、証券会員制法人札幌証券取引所におけるものであります。
 2. 当社は、平成29年6月21日付をもって証券会員制法人札幌証券取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価等については該当事項はありません。平成29年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を、平成30年4月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。平成30年3月期における□印は平成29年10月1日付の1株を2株とする株式分割による権利落ち後の株価を、○印は平成30年4月1日付の1株を3株とする株式分割による権利落ち後の株価を示しております。
 3. 平成31年3月期の株価については、平成30年5月25日（金）現在で表示しております。
 4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。また、平成31年3月期については、未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である入澤拓也、松永崇、しなねん商事株式会社、花田浩二及び工藤貴史は岡三証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、岡三証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出しのための売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は岡三証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、岡三証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、岡三証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。